

外務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野								団体名	支障事例	
38	B 地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行うため国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財团法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くこと、制度の全体像がわからづらいこと、管内市町村への連絡取りまとめを行なう都道府県の立場として、事務が進みづらい状況におかれている。	関係省庁とクレアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等を明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	○平成30年8月20日付け自國整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブルガリア・ペルー(CIR·AL)」の配置要望調査について(照会)」「一般財團法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長」 ②平成30年9月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」「総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長」	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、宮崎市	○平成31年度JETプログラム人員割会費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混亂が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。	
39	B 地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会監査会への報告等の関係で断念している。 県では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。 平成31年度の導入に向けては、新規配置要望による調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念されることなく要望できた可能性があった。 発出に当たっては、関係省庁が発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連絡した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。 県では、平成31年度の導入に向けては、新規配置要望による調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。 発出に当たっては、関係省庁が発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連絡した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	活用を検討した団体が、議会承認や予算編成など実務的なスケジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	○平成30年8月20日付け自國整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブルガリア・ペルー(CIR·AL)」の配置要望調査について(照会)」「一般財團法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長」 ②平成30年9月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」「総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長」 ③平成30年9月12日付け自國整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)」「一般財團法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長」	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、大阪市、大村市、宮崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に開わるものであり、早期の周知が必要であると考える。 ○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をした間に合わせ、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていれば要望できた可能性がある。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。
234	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める法律(以下、「特例政令」という。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託などを、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注手続第209号は提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案により即ち時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を読みながら評定した結果、高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般的の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が困難になりました。従いまして、設計業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対する部分の文言は「design contest」=「設計コンテスト」となっております。建築物に限定した文言は見当たらない。	当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める法律(以下、「特例政令」という。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託などを、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注手続第209号は提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案により即ち時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を読みながら評定した結果、高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般的の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が困難になりました。従いまして、設計業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対する部分の文言は「design contest」=「設計コンテスト」となっております。建築物に限定した文言は見当たらない。	提案対象となる特例政令第11条第1項第6号のうち、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日告示第209号は提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案により即ち時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を読みながら評定した結果、高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般的の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が困難になりました。従いまして、設計業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手續」を定めた平成7年12月8日告示第209号を、プロポーザル方式の審査手續が可能となるよう改める。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の必要性がある。 ○システム構築など高度に専門性を有する案件は、自治体が仕様書を作成し競争入札に付せりより、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第37号)以下、「地方特例政令」)は、平成7年の政令調達に関する協定(以下、「政府調達協定」)及び平成26年の政令調達に関する協定を改正する議定(以下、「改正政令調達協定」)を締結するため、地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令である。 地方特例政令第11条第1項第6号に規定する協定原文によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕様書作成にかかる業務の契約締結、いよいよ民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。					

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
38	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきた い。 回答にある会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にどまつて おり、当該年度のスケジュール等は示されておらず、具体的な活用に向けた検討を促す内 容でないことが不十分である。 現在、事業の全体像が示されないまま、関係機関から順が前後して五月雨式に通知や事務連絡が発出されているため、現場で混乱しているものである。 このため、JETプログラム導入に向けたスケジュールと関係機関が連携して定め、地方自治体に提示していただきたい。 できれば、関係三省からの通知と(一財)自治体国際化協会からの通知を同時に発出していただく等、各自治体で業務が進めやすくなるようお願いしたい。 このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JET プログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月10日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETブ ログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年7月～6月に 開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の 検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資す るため、配置スケジュール等についてもお示しすることとした。 なお、JETプログラムの配置要望調査については、その年度における7～8月来日の JETプログラム参加者の配置状況や参加者の来年度の再任用の状況を踏まえ、一定 の照会期間を設けて実施しているものあり、現状においては、照会の早期発出は想 定していない。
39	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきた い。 回答にある会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にどまつて おり、当該年度のスケジュール等は示されておらず、具体的な活用に向けた検討を促す内 容でないことが不十分である。 地方自治体において、予算の確保や新規事業の提案等、具体的な活用に向けた検 討にあたっては、事業概要等の詳細が明記された正式な通知文書が必要である。 文書の発出時期については、回答の5～6月に開催される会議と同時期となるなど、 現在の8～9月よりも早期に発出していただき、各自治体が検討する時間を確保でき るようお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JET プログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月10日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETブ ログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年7月～6月に 開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の 検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資す るため、配置スケジュール等についてもお示しすることとした。 なお、JETプログラムの配置要望調査については、その年度における7～8月来日の JETプログラム参加者の配置状況や参加者の来年度の再任用の状況を踏まえ、一定 の照会期間を設けて実施しているものあり、現状においては、照会の早期発出は想 定していない。
234	本県においては、高度な専門性を求めるシステム設計の調達契約を地方自治法 施行第167条第2項第2項の規定により、随意契約(プロポーザル方式)で行 っている。しかし、特定調達契約である場合には、地方特例政令第11条第1項第6項の 要件で「建築物の設計を目的とする契約」に該当しているため、同方式によることが できない。 当時、政府調達協定は建築物の設計を目的とする契約で、改正政府調達協定は、改 正政府調達協定第13条第1項(イ)においては「建築物の設計上に限定する 文言はないことから、あえて限定されずに至つた合理的な理由を示されたい。なお、 仮に平成7年当時の「設計コンテスト」が社会通念上建築物に関するものを想定し ていたとしても、現在では調達機関が調達する設計は、システムに係るものを感じ 当時に比して多様化し、状況は変化していると思料する。 加えて、「建築物の設計」に限らずシステムの設計を含めたとしても、改正政府調達協 定第13条第1項柱書きのただし書きには抵触しないと思われる。仮に、プロポーザル 方式が外国企業にとって不利な要素を含むならば、「総務大臣が定める要件を満たす 審査手続」に一定の条件を付すとともに懸念の解決策として考えられる。 本県では、プロポーザル方式による場合も、費用の上限額を設け、限られた予算の中 で最大限の品質確保を目指している。本提案は、調達契約が自治事務であることを踏 まえ、自治体の責任において、一般競争入札と随意契約の選択の幅を広げることを 求めるものであり、調達契約業務の効率化及び質の向上という観点から、提案内容 について再度検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		地方特例政令は、平成7年の政府調達に関する協定及び平成26年の政府調達に關 する協定を改正する協定書により改正された政府調達協定を遵守するために地方自 治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令であり、提案のあった隨 意契約の条件緩和することはできない。